

令和6年度
第5回 江東区こども・子育て会議
会 議 録

令和6年10月23日

○出席者（敬称略）

○委員（◎会長 ○副会長）

氏 名	所 属 団 体 等	
○内藤 知美	学識経験者	田園調布学園大学子ども未来学部教授
宮原 満	福祉関係者	江東区公私立保育園園長会会長 (亀戸浅間保育園 園長)
田村 満子	〃	NPO法人こどもの発達療育研究所理事長
秋山 三郎	〃	NPO法人東京養育家庭の会川の手支部 ホームスタート こうとう 代表
石村 あさ子	保健関係者	公益社団法人東京都助産師会江東地区分会会長
内野 成浩	教育関係者	私立幼稚園協会会長(神明幼稚園 園長)
北島 千絵	地域活動関係者	主任児童委員
井元 まどか	公募委員	
三堀 大介	〃	

○区職員

役 職 名	氏 名	備 考
こども未来部長	堀田 誠	
地域振興部	青少年課長	篠碕 修
障害福祉部	障害者施策課長	小林 愛
〃	障害者支援課長	工藤 充
生活支援部	保護第一課長	干泥 香
〃	保護第二課長	石黒 貴根
〃	生活応援課長	根本 将司
健康部	保健予防課長	吉川 秀夫
こども未来部	こども家庭支援課長	鳥谷部 森夫
〃	養育支援課長	桑畠 麻未
〃	保育政策課長	渡邊 明雄
〃	保育支援課長	神山 大輔
〃	児童相談所開設準備担当課長	加納 正裕
〃	こども政策推進担当課長	西 博
教育委員会事務局	学務課長	佐久間 俊育
〃	指導室長	金指 大輔
〃	教育支援課長	木内 苗津子
〃	地域教育課長	大田 修一

○欠席者（敬称略）

○委員

氏 名	所 属 団 体 等	
◎鈴木 秀洋	学識経験者	日本大学大学院危機管理学研究科教授 日本大学危機管理学部教授
山田 不二子	福祉関係者	医師 認定NPO法人チャイルドファーストジャパン理事長

○区職員

なし

<傍聴者>

2 名

【会議録】

○事務局

それでは、定刻になりましたので、会議を開始したいと思います。

まず、開会に先立ちまして、事務局からの事務連絡です。本日の会議については、鈴木会長と山田委員より欠席のご連絡をいただいております。なお、本日の進行については、内藤副会長にお願いしたいと思います。記録のため、写真撮影と録音をさせていただきますのでご了承ください。また、会議の議事録につきましては、委員名と発言内容が公開されます。議事録作成のため、発言の際には氏名等を述べていただきますよう、ご協力をお願いします。また、本日傍聴を希望される方が2名いらっしゃいます。本日の会議については、公開として傍聴を受け付けておりますので、ご報告申し上げます。傍聴者は既に傍聴席に着いておりますので、よろしくお願いいたします。事務連絡は以上でございます。

それでは、ここからの進行は内藤副会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○内藤副会長

皆様、おはようございます。それでは、ただ今より令和6年度第5回江東区こども・子育て会議を開催いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議でございますが、お手元の会議次第に沿って進めてまいりたいと思います。タイムテーブルが2枚目にあるかと思いますが、目安の時間を過ぎた場合には、追加でご意見等がある委員には、後ほど事務局からメールで送信される意見シートに記入していただくという形で進めさせていただきたいと思います。ご協力よろしくお願いいたします。

また、傍聴の方に申し上げます。会議決定により会議の公開についての取扱要領が定められておりますので、傍聴にあたっては注意事項を読んでいただきまして、傍聴券にあるとおりですので、お読みの上、静粛に傍聴していただけますようよろしくお願いいたします。

それでは、次第2の議題（1）「江東区こども計画（素案）について」に進めていきたいと思います。それでは、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○事務局

それでは、資料1をご覧ください。「江東区こども計画（素案）」についてです。本日の説明は、まず第1～4章までの修正及び追記箇所について説明し、質疑応答を挟んだあとに、新たに追加している第5章以降についてご説明いたします。

まず、第1～4章ですが、本会議での意見等を踏まえ、新規追加などの内容変更を伴う部分については赤字にしています。また、表現修正、文章統合、記載場所変更など、大きな内容変更を伴わない部分については青文字としています。それでは、1～4章までは、修正、追記

項目についてポイントを絞ってご説明いたします。

9ページをご覧ください。(4)「地区別年少人口(0～14歳)の推移」についてです。このグラフについて、急減している就学前人口の各地区別の状況がはっきり分かる資料を追加してほしいとの要望がありましたので、次の10ページに、(5)「地区別就学前人口(0～5歳)の推移」のグラフを追加しております。9ページのグラフと比較して、特に豊洲地区の減少が続いていることが分かる資料となっております。なお、その他の地域については、横ばいかやや減少傾向となっております。また、10ページに図を追加したことにより、次ページ以降の図表番号は全て変更となったため、青文字で表記しております。

少し飛びまして、15ページをご覧ください。(9)-3「認定こども園の施設数・定員数・利用者数の推移」です。こちらについては、より区民に伝わりやすいように、「認定こども園」という言葉の説明を青文字で追加しております。なお、ページ下段にある「認可保育所」の説明も青文字で追加しているほか、次ページ以降も複数箇所において用語説明を追加・修正している場合は、青文字表記にしております。

少し飛びまして、45ページをご覧ください。関係イメージの説明について、ページ下段の表、「地域」と「江東区」の部分に赤字部分で説明を補足・追加しております。

次に、47ページをご覧ください。第3章、基本目標1「こどもの権利を守る」についてですが、ページ中段の赤字部分に、「該当する課題・キーワード」という項目を追加し、この前の第2章の(2)「調査等からみえる課題の整理」に出てきた課題やキーワードとの関連性が分かりやすいように記載を追加しております。

次に、50ページをご覧ください。基本目標ごとに「成果指標」を設定しております。基本目標1～5の「現状値」及び「目標値」については、5年前と同様に、12月の会議を経て公開する予定になりますので、ページ上部にアスタリスクで説明を追加し、今後の掲載予定としております。

53ページをご覧ください。前回会議において、「学ぶ」をターゲットにした取組方針にするべきではないかといった意見もありましたことを踏まえまして、「取組方針」の3に「こども自身がこどもの権利について学ぶ機会として、区作成資料等を活用した授業の充実を図っていきます」といったことを追加しております。

次に、58ページをご覧ください。前回の本会議で、今回の資料では見え消し表示にしている「主な事業」の説明を追加してはどうかといったご意見がありました。こちらについて、事務局で検討いたしましたが、事業ごとに説明を追加した場合、文章量が膨大となるため、区取組方針などを記載することを優先し、主な事業名については削除することといたしました。今、ご覧いただいているのは、56～58ページにかけて、「1 こどもの健全な発育の支援」の部分なのですが、今後は見え消し部分を削除して、見開き2ページに収まるように行間なども調整していく予定です。

次に、少し飛びまして、77ページをご覧ください。「現状」の項目の一番上に記載している虐待相談対応件数については、9月下旬に国から一部自治体での計上ミスの報告があったため、こちらは最新の数字に更新しています。その他の部分についても、委員の皆様からの意見があった部分については可能な範囲で計画欄に盛り込んでおりますが、他の修正箇所等の説明について、本日は割愛させていただきます。簡単ですが、第1～4章の説明については以上です。

○内藤副会長

ありがとうございます。ここまでこども計画をやってまいりました。終盤に向かって、完成に向かっていくわけですが、まず、第1～4章までをここでご審議・ご質問、いろいろとしていただきながら、そして後半に5章という形で進めさせていただきたいと思います。第1～4章を通じてご質問・ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。第4章までまとめていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○宮原委員

59ページですが、「現状」として上から2つ目の星を見ると、5年間で3,100人の保育園の定員を増やしたと。すごいことだと思うのですが、次の星を見ると、赤文字で、今、空き定員が3,000人いてというのは、これはそもそもつくらなくてよかったのではないかなるので、載せなくてもいいのではないかと思います。ネガティブな話題の感じがするので、どうかと思いました。

次は質問です。60ページにいきまして、「取組方針」の4番に休日保育と病児・病後児について書いてあるのですが、前から休日保育は3カ所やっている。病児保育も数カ所やっていて、今後これは既存の施設を使いながら、既存の施設に対して新しく休日なり病後児を入れていくのか、もしくは新しい施設として新規でつくっていくのかという点です。

そして、5番です。「保育所等に対しては」と書かれていて、次に赤文字で「幼稚園等に対しては」と書いてあり、この住宅賃料補助など書いてあります。保育園もやっているのですが、これは条件は一緒なのですか。

そして、97ページにいきまして、「未成年人口の予測」ですが、ちょっと分かりませんでした。令和6年1月1日現在に0歳が3,778人いて、これが1年たつと1歳になると思うのです。それで令和7年の1歳が3,959人で、181人増えているのは途中で生まれたとか転入があったという理解で大丈夫なのか。それで、その子たちが2年後の令和8年は4,000人台になる。年々上がっているのです。こう見ると右肩上がりに見えるので、これは転入とかそういうことなのかどうかという点を聞きたいです。

○内藤副会長

第1～4章までのところで、今、宮原委員がおっしゃってくださった、59、60ページにあたる部分ですけれども、定員は保育所で3,100人、空き定員は3,062人という、この辺りのところはいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○保育政策課長

ご質問ありがとうございます。まず、59ページについて、私のほうからご回答いたします。委員のご指摘はごもっともですので、表現の仕方については改めて精査をしたいと思っております。我々としては、令和4年の待機児ゼロに向けて鋭意にやってきたという部分と、一方で、お子さんが急激に減っているという部分もありますので、表現について留意したいと思っております。

○保育支援課長

60ページの「取組方針」の4の休日保育、病児・病後児保育の件につきまして、私からご回答させていただきます。

まず、病児・病後児保育施設については、今年度に2施設新設を予定しているところで、その新設がなかったら、区内に5施設になるところでございます。病児・病後児保育施設については、やはり区民の方のニーズの量と我々の供給量をどういうふうに分析していった、どのくらいマッチングされていくかというところが重要になるかと思えます。病児・病後児保育施設については、基本的には既存の保育施設を活用するというわけではなくて、新たに病院と保育というところを新設いただく形で今設置していただいておりますので、直近としてはそのような形で進める予定でございます。

休日保育につきましては、今は既存の保育施設に担っていただいておりますけれども、同じくニーズの量と供給の量を分析しながら、宮原委員がおっしゃったとおり、やり方については選択肢がいろいろあるかと思えます。今は現状の保育施設を活用してどのように休日保育をやっていくかというところを検討しているところでございます。

○学務課長

私のほうから、私立幼稚園に対する住宅賃料補助の関係についてご説明いたします。保育園に対する住宅補助と同じ状況なのかという話ですけれども、スキームとしては同じになっています。ただ、金額的に、保育園については国や東京都のほうで待機児童解消のために手厚い補助をしているという部分がありますので、国の補助、都の補助があるということで合計8万円という形になっているかと思えます。

一方で、私立幼稚園につきましては、そういった待機児童解消について、国等は課題と思っ

ていませので、そういった国等の補助はないというところで、区負担だけということで1万円です。この区の負担については、幼稚園も保育園も変わらないという状況になってございます。

○内藤副会長

宮原委員、よろしいでしょうか。

○内野委員

まず、前回の子育て会議のあとに9項目の意見書を出して、全て対応していただいて大変感謝しています。大変だったろうと思います。その中で、人口減について、地区別に明らかになるように改善してほしいという要望に対して、就学前人口について地区別にどうなっているのかという表を入れていただいて、ここで0～5歳の就学前人口の減少というのが豊洲地区なのだということが分かったのは大変大事なことだと思います。私は、これはびっくりしました。深川地区、城東地区は横ばいで、ですから江東区全体でがくと就学前人口が落ちているのは、湾岸で落ちているのだと。私はむしろ深川地区、城東地区の、旧市街というところがおかしいけれども、そういう所で減っているのだらうと思っていたので、数字で見ると違うのだと。やはりきちんと数字を出して議論していくというのは大事だという意味でも、この表が加わったのは、このこども計画を本当に意味のあるものにしたと思います。

そして、こども計画は本当に多岐にわたっていますけれども、今、江東区の課題は人口減の中で幼児施設の安定的な運営が損なわれているというのが一番大きな課題だというのが、ずっと私の立場です。別に私立幼稚園を代弁して言うわけではなくて、本当にそれが一番大きな課題なのだろうと思っています。

そういう中で、59ページ、「就学前の教育・保育事業の充実」の「現状」、それから「課題」のところ、ここについてたくさん意見を述べて、これも驚くほど赤字で、私が言った意見が反映されているので感謝申し上げます。この3つ目の空き定員の記載、これは絶対に入れてほしいです。これが事実ですから、これがこれから次の5年間でどうしていくのだというのを、本当に柔軟な発想で、今までの、「こういうルールなので」、「都がこう言っています」、「国がこう言っています」ではなくて、江東区で起こっているこういう状況をどうやってうまく区民により良い豊かな多様な選択肢を提供するような仕組みを作っていきませんかというのが、このこども・子育て会議の大きな役割だと思うので、この表記が入ったのはとてもいいことだし、絶対に削らないでほしいです。

それから、表記もこのとおりというか、これは別にネガティブでも何でもなくて事実です。それで江東区が失敗をしたわけでもなくて、見事に待機児童を解消したところ、想像を超える幼児以降の減少でオーバースペックになっているのですけれども、足りないよりはいいです。

それで、この余ってしまった部分をどういうふうにウィンウィンに、教育・保育施設側も安定した運営ができるし、区民にとっては本当に他の区市にないようないろいろな選択が安心してできるということを可能にする前提がこの空き定員なので、そういうポジティブな意味もあると思うのです。これはとても大事だと思います。

尺もあるでしょうから、この辺で。

でも、1つ言うと、前回の案では全く私立幼稚園の記載がなく、やはり公私の幼保、公立幼稚園、公立保育園、私立幼稚園、私立保育園と4つの形態があって、それが江東区の子育てを支えていると私は思っています。

少しだけ言うと、戦後の焼け野原の江東区で、私立の保育園・幼稚園というのは、我々の親の世代が本当に地域の寄付で、行政がそこまで手がいかない時に幼稚園・保育園を立ち上げて、地域のこどもを70年、80年見てきたという思いと歴史を持っているのです。もちろん時代に合わないで淘汰される、閉園するということは我々も当然受け入れています。ただ、それは地域の財産ですので、それをどうやって生かしていくのだということを次に考えていただきたい。そのためにも、今現状こうなっているという数字をありのままに見て、これはネガティブなことでは決してないので、それをどうポジティブにしていくのかという議論を、大変ですけれどもしていきたいし、していったほうがいいと考えております。

○内藤副会長

ありがとうございました。59ページの「就学前の教育・保育事業の充実」のところですけども、前回のご意見が非常に反映された部分かと思っております。この空き定員については、事実も踏まえながら、若干の印象もありますので、伝わり方も少し……。宮原委員、いかがですか。では、よろしくお願いいたします。

○保育政策課長

貴重なご意見、ありがとうございます。両委員のご意見があらうかと思しますので、いったん検討させていただきます。

あとは、表記の部分で少し気になっているのが、令和6年の空き定員となっておりますけれども、これはあくまでも4月1日当初の空き定員でありまして、保育園の場合はそのあと入園されるお子さんが多々いらっしゃいますので、必ずしも3,000人が年間通じて空いているわけではないというところはご理解いただきたいです。

あと、後段の0歳児や1歳児は年度末には空きがないという、我々はそこが一番課題を持っていると思っておりますので、空いていることもさることながら、その空きというのが、ここにもあるように3歳児以上も空きですので、そういったものを減らしながら、いかに今0歳児、1歳児のニーズがあるところに転換をしていくのかというところが現状の課題かと捉えており

ます。あと、表現については宿題とさせていただければと思います。

○内藤副会長

よろしいでしょうか。それでは、ほかに。ぜひよろしくお願いいたします。

○石村委員

35ページの「妊婦健康診査事業」で、少し分からないこととお聞きしたいことがあります。青文字で「区外への転出や交付後の流産等により」ということですが、これはどういう意味なのか分からないので説明をお願いしたいのですが、実際に流産などが増えているのでしょうか。また、妊娠中絶率とかそういうものは増えていますでしょうか。

○内藤副会長

担当の方、よろしくお願いいたします。

○保健予防課長

妊婦健康診査の記載ですけれども、実際にはあまり意識はされないのですが、当然、妊娠をされた方よりも実際の出生数は少ないわけで、流産など途中に出てくるので、妊婦健康診査の件数、要は母子健康手帳の交付数は多いのですけれども、それよりは出生数のほうが少ないという意味も含めています。区外への転出をされる方、あるいは転入される方もいるので、実際の妊婦健康診査の数と出生数には少し乖離があるというのが実際のところですね。経年的に見てみると、大体1割くらい、母子健康手帳の交付数のほうが出生数よりも多いというような状況でございます。中絶数や流産が増えているというよりは、そういったものもあるので、実際の母子健康手帳の交付数が実際の数よりも多いという記載です。

○石村委員

ありがとうございます。実際に流産が増えているとか減っているとか、そういう統計を取ったことはあるのでしょうか。

○保健予防課長

基本的に、墮胎に関しては、妊娠12週未満のものは届出の義務はないので、その部分については分からないのですけれども、それ以降については、いわゆる死産届を出すというのはあります。ただ、生まれてこなかった方に関しては、母子保健の対象にはなってきません。少しお待ちいただければ数は出るのですが、少し待っていただけますでしょうか。分かりましたら、また後ほど手を挙げさせていただきます。

○内藤副会長

石村委員、よろしいですか。第4章までのところ、内容は、今日はよく詰めていると思いますので、どうぞお願いいたします。

○井元委員

これはどちらかという質問に近いかもしれないのですが、94、95ページで、基本目標5「地域全体で子育てを支える」の「4 ワーク・ライフ・バランスの推進啓発」というところがあると思うのですが、**「現状」**、**「課題」**、**「取組方針」**、それぞれの3番目に、江東区役所における育休取得率の話がずっと書かれています。そもそもこの計画は江東区に住んでいる人に対しての計画、より良いワーク・ライフ・バランスの推進啓発をするような話を書いているという理解で合っていますか。

もしそうであれば、ここだけ少し浮いている感じがします。江東区役所の中での話で、すごく閉じている感じがするので、この話を残すのであれば、例えば「取組方針」の3番で、江東区役所として推進をしていて、その内容を、例えば「取組方針の1番のところに反映します」ではないですけど、生かしていきますみたいなことのほうが、この計画自体が江東区民に対してなのであれば、理解ができると思いました。伝わりますか。少し違和感を感じています。

やっていることはとてもいいことだと思うのですが、これは職場の話で閉じていないだろうとなりました。多分、やりたいことは、江東区役所や江東区の関連施設などの職員さんの育休取得率を上げて、江東区全体で育休を取りやすい雰囲気をつくっていかうということだと思うのですが、それが分かりづらいと思います。私がこういうふうに捉えたということは、ほかの人もそういうふうに捉える可能性があるので、少し表現を見直したほうが、やっている意味が伝わっていいのではないかと思います。

○内藤副会長

事務局、いかがでしょうか。

○こども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。確かに今のようにおっしゃる部分もあると思います。ここの表記については、内部で調整が必要な部分ですので、検討させていただければと思います。

○保健予防課長

先ほどの流産・死産の関係ですが、今見ましたら、まず人工妊娠中絶と、いわゆる死産があるのですが、死産に関しては、平成31年、要は令和元年が83件に対して、令和5年は58件ということで、死産そのものは減ってきている状況でございます。これは年次経過で

順次減っています。逆に、人工妊娠中絶に関しましては、これは母体保護法に基づいて22週までに中絶するという形になっているのですが、令和元年度は379件で、令和5年度は360件ということです。コロナ禍で人工妊娠中絶が非常に減ってしまっていて、これは多分、不要不急の外出の自粛などであまり会えないとか、そういったこともあるのだと思うのですが、この期間を除いて考えると、コロナ禍前とはそれほど変わっていない状況です。

○内藤副会長

ありがとうございました。今は35ページのところの議論になっておりますが、石村委員、いかがですか。

○石村委員

ありがとうございました。

○内藤副会長

ほかに、第4章まででいかがですか。

○北島委員

64ページと86ページに関係するのですが、「学習・体験機会の充実」ということで、「課題」の最初に、「SNSの積極的な利用にシフトする等」とか、「現状」のほうには、「GIGAスクール構想」というものがあるのですが、今、本当に問題になっている闇バイトに応募してしまう中学生がいるということと、高校生にどちらが闇バイトの募集かと聞いたところ、23%のこどもしか正解がなかったということが盛んに報道されていて、このSNSの使い方について、もっと積極的に学習・体験機会をつくるということを計画に入れたほうがいいのではないかと思っています。計画を作った後にまた違う問題が出てくるかもしれないのですが、その辺が今思ったことです。

86ページのほうは、「こども・若者の社会的自立の支援」ですが、こちらも若者を40歳未満、35歳未満と捉えるか分からないのですが、コロナ禍でいろいろな仕事ができなくなってしまっていて、簡単に稼げるところに走ってしまう若者について、困っている引きこもり、いじめを受けた子以外でも相談できる場所がたくさんあるということをもう少しアピールできないかと思ったところです。

あと、92ページの欄外に、「消費者教育」というものを書いていただいて、これは分かりやすくなったかと思っています。ただ、この「消費者教育」には、そういうSNSのアルバイトの募集に応募することについても、消費者教育の一環なのではないかという感じもします。すみません、ここは私もあまり理解できていませんが、そう感じたところです。

○内藤副会長

ありがとうございます。SNSはメリットもあればデメリットもあって、そのデメリットの部分で犯罪に巻き込まれるケースが多いので、そこをもう少ししっかりとこの計画の中に入れてはどうかということですが、いかがでしょうか。

○指導室長

ありがとうございます。SNSの活用については、今のニュースがそういった事情であるというのは把握しておりますけれども、これまでも情報モラル教育ということで、各学校では子どもたちに適切な使い方を考えたりさせるような授業をしておりますので、改めてというよりは、より充実させていくように適宜周知していきたいと思います。

また、92ページの「消費者教育」につきましても、時代の流れによって留意する内容が変わっていきますので、学校での学習の中で取り扱えるように周知していきたいと思います。

○内藤副会長

居場所の強調の部分はよろしいでしょうか。北島委員、よろしいですか。

○北島委員

大丈夫です。

○内藤副会長

では、三堀委員、お願いします。

○三堀委員

資料の作成、お疲れさまでございます。2点ございます。1つ目が、例えば66ページで、基本目標単位で、「めざす姿」、「現状」、「課題」、「取組方針」と記載いただいている部分で、「主な事業」を記載いただくほうが、正直、区民の立場からするとものすごくサマリーというか、要約された内容なので、すごく読みやすいので、ここは議論があって外されたという説明を先ほどいただいたのですけれども、できれば載せていただけるとこの資料が読みやすいのではないかと思います。もし外した経緯、詳細があれば少しお教えいただきたいと思います。

○こども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。今、ご意見をいただいて、確かに「主な事業」を残すという選択肢もあると考えております。ただ、例えば70ページをお開きいただければと思うのですが、こちらの「子育て支援サービスの充実」というところで、見え消しを消せば、「主な事業」も入

れられる場所もあるのですけれども、逆に、この「主な事業」を入れることで、例えば「取組方針」とか「課題」、「現状」などを紙面の都合上、削らないとなかなか難しい部分もあるというところがあります。ただ、「主な事業」はあったほうが分かりやすいというご意見もありましたので、これについては再度事務局側で対応を検討させていただければと思います。

○三堀委員

ありがとうございます。この資料外でも構わないと思いますけれども、区民が読みやすいような形で、こども計画に対して区がどう動いているのかということがサマリーで分かるようなものをぜひ出していただけたらと思っています。

もう1点が、50ページの「計画の指標」です。「現状値」、「目標値」はこのあと検討いただくということですが、今回の会議に至るまでの過程を私も見ておりますけれども、いわゆる指標がものすごくぎゅっとしすぎているといいますか、例えば、「基本目標4」は、測る指標として、体罰の区民の理解度合いというものを、「現状値」と「目標値」を並べていらっしゃるのですけれども、隣の51ページの「具体的な方向性（大施策）」が6項目ある中で、これを全てぎゅっと集約した形で前回と次の12年度以降の目標値を測るというのは、正直言うと、あまりK P I というか、指標になっていないと思いました。ほかの資料で補完するなどはあるとは思いますが、大施策単位でそれぞれ指標を測るような取組をぜひしていただけたらと思います。

○内藤副会長

こちらの構造はいかがでしょうか。

○こども政策推進担当課長

こちらの指標で、項目ごとの数値を全部捉えていくというのは、検討が必要なので1回事務局で預らせていただければと思います。

○三堀委員

ありがとうございます。私の公募委員の任期も含めると、恐らくこの令和11年度の段階は、区民として区が発行されるような資料を拝見することになると思います。今後も子育ては続いてまいりますので、今回の中期の取組がどういった形になるのかというのは、ぜひ示していただけたらと思っています。

○内藤副会長

ありがとうございました。この点、ぜひ事務局でもう一度、この細かい構造の部分の指標が

きちんと評価できるかというところをご検討いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

田村委員、お願いいたします。

○田村委員

30ページで、図表41に出生数を書いていただきました。これは前に一度質問をさせていただいたかと思うのですが、出生数はどうなっているのかというところで、例えば令和5年度は出生数3,400件に対して、訪問は3,746件になると書いてあります。これは全ケースに回ることができたので、なおかつプラスアルファになっているという意味なのでしょうか。そのところは1件について全部回っているかということになるのですが、しかし、上の表は見込み数がかなり大きく出ていて、その差の表で、一体現実はどうなったのだというところの質問をさせていただいたかと思います。もし、全部回っていてプラスアルファ、1件に何回かになっているケースもあるのか、その実情を教えてください。

そして、32、33ページですが、0～2歳児の保育園を希望しているお子さんたちが入れない率は高いと。そのときに私どものお子さん方は、一時預かり、子育て支援事業にお母さんたちが流れて、利用を考えております。この32ページに、私立幼稚園が最近2歳児の支援などに入られていく現状というのは、この表の中ではどのような整理をされていくのでしょうか。つまり、その期間、0～2歳をやる期間をどう増やしていくか、この「地域子育て支援拠点事業」というのは、ここにある事業所のみの事業なのか、私立幼稚園が低年齢に向けてやろうとしている事業は一体どういうふうになっていくのか。

それで、33ページの「一時預かり事業」の下のところ、幼稚園の一時預かりが書かれておりますが、これは3歳以上のこどもたちの、いわゆる時間外支援ということになるのでしょうか。一時預かりをどう増やしていくか、0～2歳の一時預かりも含めて、この表の見方、中身はどうなっているのかを教えてください。

○内藤副会長

30ページの出生数のほうからお願いいたします。

○保健予防課長

乳児家庭全戸訪問事業ですけれども、全戸訪問事業なので当然100%を目指しているのですけれども、どうしても転入・転出の関係で、予防接種もそうなのですけれども、100%を超えることがあるという状況になっております。

○田村委員

そうすると、1件に複数回数行っているという表記ではないのですね。

○保健予防課長

はい。そのとおりです。延べ数ではなく実数なので、あくまで行った家庭の実数です。

○田村委員

そうすると、訪問は必要だったのだけれども行けていない件数も実はあるのだと思ったほうがいいわけですね。

○保健予防課長

いいえ。乳児家庭全戸訪問事業は、産後の家庭で、出産後の環境激変で非常に精神的にも肉体的にも負担がかかっている家庭になるので、必ず安否については確認するようにしていますので、基本的に訪問できていない家庭はほぼありません。そういう家庭に関しましては、例えば外国人の家庭などで、出産をするために母国に帰ってしまったとか、あるいは里帰りしてしまったりという家庭はあるのですが、基本的にはほぼ行けていると思っていただいて大丈夫だと思います。

○田村委員

ありがとうございます。そうすると、図表40の意味はどうなっていくのか。そもそもそこから始まっているのです。これはどう考えたらいいいでしょうか。

○保健予防課長

図表40ということですが、「量の見込み」に対して不足しているという意味でしょうか。

○田村委員

はい。

○保健予防課長

この「量の見込み」というのは、実際の出生数は、例えば令和4年度で言うところと3,600人くらいなのです。もともとの「量の見込み」自体が人口の推移を事前に予測して、それに対して計画を立てるという形なので、事前に出生数は4,900人くらいいくのではないかと希望的な観測のもとで量の見込みを立てており、実際に生まれた数は少子化で3,600人になっていますので、実績としては不足をしてしまうというところで、ただ、基本的には計画が事前予測に基づいてどれくらいかという、全体でそういうスタンスで取っています。

○内藤副会長

それでは、もう1点のご質問の、いわゆる13事業という事業の「地域子育て支援拠点事業」に、私立幼稚園さんの2歳児の件がどう表記されていくのかというところですが、いかがでしょうか。

○こども政策推進担当課長

私立幼稚園については、そもそも今現在も統計、数字を捉えていないので、今この場で追加しろと言われてもすぐには対応が難しいです。正直、次の計画も難しいと考えています。ただ、委員がおっしゃっているようなニーズなり、そういう需要と供給はありますので、そこについては今後の検討課題の1つと思っております。

○田村委員

分かりました。ありがとうございます。今、私立幼稚園がどう動こうとしているかというのは、私どもの発達支援が必要なお子さんたちの受け皿とつながっているのです、ぜひ幼稚園の動きをつかんでいただきたいと思います。

33ページの一時預かりの、下の図表44は、いわゆる3歳以上の時間外のことになるのでしょうか。それとも、園に来ていないお子さんの一時預かりも受け入れているという状況なののでしょうか。

○こども政策推進担当課長

33ページの図表44につきましては、「量の見込み」の数字の大きなところは、在園児の方の預かり保育という形になってございます。例えば0～2歳児に関しましては、今後、未就園児の定期的な預かり事業という形で数字等は見えていくのではないかとということで、この表の中には盛り込んでいないという形になってございます。

○田村委員

ありがとうございます。

○内藤副会長

それでは、秋山委員、お願いします。

○秋山委員

時間がだいぶ経過しているので端的に、3点お願いいたします。

まず、56ページからの「こどもの健全な発育の支援」につきまして、山田不二子委員、石村

委員もずっとおっしゃっていた、生命（いのち）に関する、いわゆる性教育の問題をこれだけ踏み込んで書いていただいたのは非常にうれしく思います。これが園、また学校、その他関係機関、そういったところの先生方、職員さんに的確に伝わるように施策をそれぞれの場所で盛り込んでいただきたい。これが1点です。

2点目、77ページ、「虐待の未然防止と対応」について、最終的に15番で里親の件を書き加えていただきましてありがとうございます。あとで区の見相についてのお話もあるように伺っておりますので、そこでもまた意見は述べさせていただきたいと思います。私たち里親がこどもの健全な育成についてこれからも努力していく、そういう表明をしたいと思います。

3点目、92ページからの「関係機関のネットワーク化の推進」について、前回の会議でもご質問をさせていただきましたけれども、コミュニティ・スクール、また地域学校協働本部、またウィークエンドスクールについて、現状、取組、そういったことをいろいろと書き加えていただきましてありがとうございます。要保護児童対策地域協議会のネットワークを使ってのこどもたちの見守りといったことも大変重要かと思います。昨日も私の関係する学校の学校評議委員会がございましたけれども、その場でやはりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方々も大変大事だけれども、やはり第一線で接する先生方、保育士さん、そういった方の資質向上をますます図ってほしいと要望してまいりましたので、ここについて意見を述べさせていただきました。

○内藤副会長

ありがとうございました。前回のものが、山田委員の教育の問題も含めて、かなり意見が盛り込まれたということですが、また後半の部分のその辺りでご意見をいただきたいと思っています。よろしいでしょうか。

○石村委員

今のことに关してですけれども、本当にこの命の教育の点を入れていただいてありがとうございます。先ほど、妊婦健康診査事業で伺った数字から見ると、変わっていないということなのですから、出生数が減っていて、そして中絶数が同じということは、イコール、やはりそういう大変なことが増えているということなので、盛り込んでいただいて本当にありがとうございます。

○内藤副会長

ありがとうございます。皆さんから、第4章までのところはかなり改善が見られたというようなご意見をいただきまして、ありがとうございます。

少し時間がオーバーしてききましたので、ここまでは第4章までは終了させていただいて、次

に第5章以降について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、96ページをご覧ください。第5章「教育・保育、地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」についてです。まず、5-1「提供区域の設定」については、現計画と同じ設定としております。まず、「1号認定」については、幼稚園の場合は、居住地区を越えて通園するケースも多く、特に私立幼稚園は通園バスを使う等、広域で利用者がいることから、1区域としています。また、「2・3号認定」については、地理的条件や人口等を勘案しつつ、地域における保育需要を踏まえた対応を図るため、3区域に設定しています。また、「地域子ども・子育て支援事業」については、居住地区を越えた施設の広域利用が想定されることなどから、現状と同じく区全体を1つの区域として設定しております。

97ページをご覧ください。図表51が「江東区の未成年人口の推移と予測」です。こちらは、長期計画の計画人口をベースに、各年齢ごとに過去の増減率や構成比などから算出しております。ですので、内訳として、転出入が何名とか、そういった捉え方はしていないことをご理解いただければと思います。

次に、98ページをご覧ください。5-3「教育・保育事業の見込み・確保方策」です。「教育・保育区分」、「方針」については記載のとおりですが、ページ下段の「1号認定」について、令和7年度の量の見込みは、2,891人としています。こちらは区立幼稚園の適正配置を設定する際に用いた幼稚園児の算出方法より算出しています。確保方策の数値は4,129人です。区立幼稚園については、今後の閉園も踏まえた定員数を見込むとともに、私立幼稚園については、現在の定員数をそのまま使っています。

次の99ページをご覧ください。「2号認定」についてです。令和7年度から11年度のいずれも、量の見込みを上回る定員を確保しています。算出方法は、量の見込みについては、深川、城東、臨海の3つのエリアでそれぞれ算出しています。

次の100ページをご覧ください。こちらから102ページにかけては、「3号認定」について記載しています。3号認定については、国の手引きで、0歳、1歳、2歳は別々に算出するようになっています。確保方策については、区全体ではいずれも量の見込みを上回る定員を確保しています。

103ページをご覧ください。5-4「地域子ども・子育て支援事業の見込み・確保方策」です。こちらは、子ども・子育て支援法及び児童福祉法改正等による新規事業の量の見込み及び確保方策を記載しております。こちらは最新の国の手引きがつい先日更新されたため、所管と調整中の項目については黒丸にしたり、検討中と記載しておりますが、第6回会議までには更新予定です。

103ページで、まず、(1)「利用者支援事業」です。104ページをご覧ください。利用者支援

事業は、国の手引きで施設の数で出すように示されているので、表の右上にあるように、単位が施設数となっています。この対象となる施設は、子ども家庭支援センター等ですが、令和10年の富岡地区に開設予定分を含めた資料となっております。

105ページをご覧ください。(3)「放課後児童健全育成事業」です。量の見込みを1年生から6年生までの各学年において算出し、確保方策は、量の見込みと同数を確保する計画となっております。

106ページをご覧ください。(4)「子育て短期支援事業」は、従来からの施設型と、協力家庭員の自宅で預かる在宅型のそれぞれで、見込み及び確保方策を算出しています。

ページ下段をご覧ください。(5)「乳児家庭全戸訪問事業」は、算出方法は、出生者数見込みを使っています。確保方策は、全戸訪問なので、量の見込みと同数を計画しています。

107ページをご覧ください。(6)「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」です。この事業の対象者は特定妊婦であり、過去の実績より令和7年度の対象は19世帯と想定しています。また、訪問回数については、短期の養育支援訪問事業の平均利用回数4.6回に対象世帯数を乗じた87回としています。確保方策は、量の見込みと同数を確保する計画となっております。

108ページをご覧ください。(7)「地域子育て支援拠点事業」です。国の手引きに従って、ページ下段の量の見込みは年間の利用者数、確保方策は施設数で設定しています。例えば令和7年度は、量の見込みは475,500人で、確保方策は28施設となっています。

109ページをご覧ください。(8)-1「一時預かり事業(幼稚園預かり事業)」です。こちらは過去の利用実績をベースに量の見込みを算出しています。確保方策は、区立幼稚園と私立幼稚園の預かり保育利用定員をベースに算出しています。

ページ下段をご覧ください。(8)-2「一時預かり事業(在園児対象を除く一時預かり事業)」です。本区では「非定型一時保育」等4つの事業を実施しています。

110ページをご覧ください。量の見込みについては、それぞれの事業で過去の実績などからそれぞれ算出し、確保方策については、見込みと同数としております。

ページ下段をご覧ください。(9)「病児保育事業」は、算出方法は、過去の実績等から、登録者数及び利用率の見込みから算出しています。確保方策は、令和6年度開設分を含む延べ定員数で設定しています。

111ページをご覧ください。(10)「子育て援助活動支援事業」です。過去の利用者増加傾向平均が約5%増加しているため、利用件数も同様の増加ペースを維持できるように取り組むことを想定しています。確保方策は、量の見込みと同数を確保する計画となっています。

ページ中段をご覧ください。(11)「妊婦健康診査」です。受診票交付件数については、区外転出等を踏まえて出生者数見込みに10%を上乗せしています。確保方策は、量の見込みと同数を確保する計画です。

飛びまして、113ページをご覧ください。(14)「子育て世帯訪問支援事業」です。量の見込みについては、支援対象世帯数などから算出した量から、先ほど説明した(6)の養育支援訪問事業の訪問回数見込み量を差し引いて算出しています。確保方策は、量の見込みと同数を確保する計画となっています。

115ページをご覧ください。(17)「産後ケア事業」です。数値については、人口推計値に令和5年度の実績割合を乗じて算出しています。

次に少し飛びまして、119ページをご覧ください。第6章「計画の推進体制」についてです。各年度の計画に基づく施策事業の実施状況等について、PDCAサイクルの視点をもって点検・評価を行い、量の見込みで大きな乖離が生じた場合等により必要に応じて計画を見直すこととしております。

また、ページ右下にあるのですが、こちらは55ページにも記載している「基本目標1」の「2こどもの意見表明・社会参加機会の確保」の「取組方針」の1に記載のとおり、こどもの意見を政策に反映させる仕組みを今後検討していくこととしています。

簡単ですが、説明は以上となります。

○内藤副会長

ありがとうございます。それでは、後半、第5章以降について、ご質問やご意見がございましたらお願いします。97ページについて、宮原委員から意見がありましたので、簡単にもう一度、この質問に関してご回答をお願いします。

○事務局

人口推計については、先ほど申し上げたことですが、長期計画の計画人口をベースにしまして、過去の増減率や構成比などから算出しています。しかしながら、人口の内訳、例えば転入者が何人といったところは把握していない状況です。

○内藤副会長

それでは、ほかの方、ご意見はありませんか。内野委員、よろしくお願いいたします。

○内野委員

今回の会議にあたって、私の要望に対して、新2号認定者数推移という資料を事務局から頂戴したのですが、これは委員の皆様にも行っているのでしょうか。

「新2号認定者」と言って、ぴんとこない方がもしかすると多いのかもしれませんが、保育所を利用するためには2号認定が必要なのです。幼児教育無償化以後、幼稚園を利用する人は1号認定です。ですから、このこども計画も、1号認定の人が行くのが幼稚園、2号認定の方

が行くのが保育所というスキームで全てこの計画は立てられているわけですが、新2号というのは、2号を取得しているのだけれども、保育所を選択せず幼稚園を選択する人のことを、いわゆる新2号と呼んでいます。

この新2号は、今、本当に急速に増えています。要因は2つあると思うのですが、1つは私立幼稚園の預かり保育が充実してきたこと。これは江東区の需要として、つい5年前、10年前まで、保育所の待機児童も大変でしたけれども、幼稚園も足りないというような、この国の中では特殊な事情があってそこまで手が回らなかったのですが、今は全園預かり保育を行って、程度の差は多少ありますけれども、十分2号認定の方のニーズに耐え得る預かり保育をほとんどの園がしています。

ということで、園児の絶対数が減っているのですが数としては微増ですけれども、割合としては令和2年度の私立幼稚園の園児数の12.5%が2号でしたけれども、今は23.5%、恐らく来年度はもう3割を超えるのではないかと。私の園でも10年前に2号認定の方は1人もいませんでしたけれども、今はもう1割を超えて、この秋も2歳まで保育所で、3歳から幼稚園に入りたいという、そんな方が見学者の半分くらいという状況になっています。つまり、教育・保育施設として保育所と幼稚園をともに、それぞれの家庭のニーズによって選択すると、そういうことが既にもう始まっています。ですから、次の5年間の計画を立てる時には、そういった視点が必要なのだと思うのです。

具体的な提案としては、新2号というのは未知のことなので具体的な提案が難しいのですが、ただ、新2号というのが大事な鍵なのだと思います。そこに注目するとどういうことが考えられるかというと、3歳から幼稚園を選択する人が、要するにもう今既に500人を超えているわけですから、数としてはかなりのインパクトがある数字になっているのです。そうなるのと、保育所の3歳、4歳、5歳の空き定員はより大きくなっていくということになるのです。

それで、私は保育所のシステムはよく分からないのですが、幼稚園は、定員というのは三角形は駄目なのです。3歳が50人で、4歳が40人ということは認められないのですが、これが新制度になると、その年その年の増減によって柔軟に対応したりするのですが、保育所の0、1、2歳はタイトである、3、4、5歳は余っているというような話がありましたけれども、そうすると普通に考えて、保育所の定員が3、4、5歳は余っているのだったら、その分を0、1、2歳でやるということを、現実にはどうなのかは分かりませんが、当然検討されるべきだと思うのです。これから限られた施設をどううまく生かしていくのかというのが次の5年間のフェーズですから、そういったことを検討するためにも、新2号の推移というのはここに入れたほうがいいのではないかと。

それから、1つ質問です。改めてこの確保方策を見ると、3、4、5歳は余っているけれども、0、1、2歳はまだ需要があるということでしたけれども、この表を見ると、0、1、2歳も、量の見込みを確保方策が大きく……これが大きくなのかは分からないけれども、0歳も

1歳も2歳も上回っているのです。もう既に0、1、2歳も確保されてしまっているのではないかと思うのですが、冒頭の説明とこの数字を江東区はどのように解釈しているのかということを知りたいです。

○内藤副会長

新2号のところで、また、0、1、2歳のところの数値について、事務局からお願いできますでしょうか。

○こども政策推進担当課長

まず、新2号を計画に盛り込むというご意見なのですが、こちらは国の法律などで定められているものを掲載して、手引きにも新2号を記載するようなことはどこにも示されていないので、正直、今の段階で計画に新2号を追加するという判断はできないところです。ただ、内野委員のおっしゃっていることも分かりますので、それは計画以外の部分でどのように考えていくかということかと思います。ですので、結論としては、計画には入れない予定でございます。

○保育政策課長

ご意見ありがとうございます。私のほうからは、保育園の定員についてご回答いたします。まず、3～5歳の定員については、江東区の場合、これまでに大規模マンション開発等がありまして、区外から転入される方が非常に多かったというところもありまして、定員についてはフラットではなく、年次が上がるごとに増えていく、階段状の定員にしていたといった経緯もございます。これまで整備にあたっても、フラットではなくて3、4、5歳が途中入園できるように対応してきたというところですが、直近ではそういった開発が一段落といえますか、落ち着いておりますので、階段状にしている部分から、要はそのまま園児が持ち上がっている、20名だったら20名のまま持ち上がっているような状況があるため、その階段部分が不要といえますか、空いているというところ、プラス、委員からご指摘があったように、2歳ないし3歳から幼稚園を選ばれるとか、認可外保育施設を選ばれるなど、多様な幼児教育・保育施設がございますので、選択の幅が広がったことが要因ではないかと思っております。

あと、0～2歳については空きがあるというご指摘でしたが、先ほどのご説明と一部重複してしまいますけれども、あくまでもこの過不足分は年度当初の数字でありまして、これは4月1日時点ですから、5月、6月と続いていく中で埋まっていくというところが1つあります。

また、国は令和8年度から「こども誰でも通園制度」を本格実施するということで、誰でも通園は0～2歳をターゲットにした事業と示されておりますので、こういった空きは園児が埋

まるまでは在宅子育て家庭に使っていただけるように、今後、制度設計をしていきたいと思っています。

○内藤副会長

お願いします。

○宮原委員

幼児の3、4、5歳が空いているからといってそのスペースで0、1、2歳を入れるというのは、設備が全然違うため、難しいと思います。また、保育士の人数をさらに増やさないとけない可能性があります。定員を超えても入れていただけるなら私はありがたいですけれども、そういう施設はなかなかないので、実際は厳しいと思います。

内野委員もおっしゃっていたように、新2号がいるから保育園の幼児も空いてくるといことなのですけれども、事業所としてきちんと、要するに定員が割れるというのは、地域から受け入れられていないということをしかり認識すべきなのです。求められていたら定員は埋まるはずなので、求められていないということをしかり認識して、定員を計画的に下げていくということも大切です。認可保育園は下限20名までは下げられるので、そういう考え方を持っていかないと、本当に10年以内は厳しいのではないかと思います。

○内藤副会長

ありがとうございました。途中の転入なども含めての、この数字そのものに現れない部分もあるということのご説明、ありがとうございました。続きまして、ほかに何か。

○石村委員

103ページの「地域こども・子育て支援事業の見込み・確保方策」について、意見なのですが、子ども家庭支援センターの児童福祉部門と母子保健部門が「緊密に連携し」というのは、今現状でやっていただいている、順調にされていると思うのですが、一歩進んで、今、フィンランドから始まったネウボラの、妊娠中から就学前まで、保健師さんなり助産師さんなり、同じ人がずっと見ていく方法は、江東区には適用できないのでしょうか。すごくいいことをそれぞれやってくださっているのですが、それぞれがぶつぎりと言おうか、区は一括で統治していると思っていると思うのですが、使う人はみんなそれぞれの人にアタックしていかなければいけないので、結構なストレスだと思うのですが、そのような考えはありますでしょうか。

○内藤副会長

お願いいたします。

○保健予防課長

フィンランドでいうネウボラのようなものに関しましては、以前、子育て世代包括支援センターというものが制度化されまして、各自治体でつくるといった話になっています。ただ、もともと母子保健というのは地区担当制で、この地区に関してはこの保健師という形で対応させていただいておりまして、基本的には妊婦全数面接から、妊娠・出産の過程を経て、産後の新育児訪問、生後4カ月の乳児健診というふうにつないでいくものなので、基本的には地区担当が担うというのが現状でございます。

ただ、逆に妊婦全数面接というのは数が多いですし、妊婦さんも働いていらっしゃる方が結構いらっしゃるので、どうしても短い時間でやりたいということもあつたりするので、委託の助産師さんに頼んでいたりするので、その部分、タイミングとして全員が全員必ず同じ保健師になるのかというのは別として、地区担当制を敷いておりますので、基本的には何か相談事がある場合にはその地区担当の保健師が見ていくということになっております。

○石村委員

現状はそういうことなのでしょうが、やはりお産に対する不安や子育ての不安というのは、減ることはなく増えるばかりと、私は今、自分の現場では認識しているのです。ということは、今やっていることが安心に完全にはつながっていないということなので、もう少し工夫が必要だと思うのです。ですから、渋谷区や世田谷区で始めているネウボラなども少し検討していただけるとありがたいと思っています。そしてそれが区の職員とか委託のそういうことだけではなく、民間も含めていろいろな方に手伝ってもらえるようになると思います。

○内藤副会長

ありがとうございます。利用者が利用しやすいような運用の部分というのは非常に重要だと思いますので、その辺りの補完ができるということが重要なというふうに伺っている次第でございます。せっかく江東区一丸でやるわけですから、その各部署もそれぞれの人も縦にならないようにということも非常に重要と思っております。ほかに、いかがでしょうか。

○内野委員

先ほどの宮原委員からの、空き定員というのは地域に受け入れられていないということだというのは、本当に耳が痛く聞いていました。新2号認定について、計画に盛り込むことは難しいということは十分分かりました。先ほどの説明で、そうだなと思って伺いました。

3点あります。1つは質問で、98ページで新2号はどこに表記されているのでしょうか。幼

幼稚園を利用している2号認定は、1号認定の中に含まれているということなのだろうと思うのですけれども、どちらかですね。2号認定のところには幼稚園という選択肢がないので、(1)の「1号認定」のところに新2号の人が含まれているのか教えてほしいというのが1点です。

それから、109ページの幼稚園一時預かり事業のところ、「私立幼稚園等の預かり事業については、各園の事業運営を支援していきます」と書いてあるのですが、これはびっくりして見ていたのですけれども、現状、江東区は何か支援はしているのですか。これは何のことを言っているのか。

それから、0、1、2歳の一時預かり、いわゆる「あずかーる」について、国の施策として始まって、今年度から私立幼稚園で取り組んでいますけれども、先ほど田村委員からも、どうなっているのかというご質問があって、教育委員会からこれを支援しているのだというお話があって、今年度から始まっているのですが、これからどうなるのか。現場の声としてこの場で一言発言しておく、非常に難しいです。こどもたちを3年間育てていくということと一時預かりは大きく違うことなので、なかなか難しいなと思いながら、今、各園試行錯誤しています。

それから、もう1つは、3歳と0、1、2歳は質が違うので、先ほど宮原委員もおっしゃったけれども、我々は3歳以上のことについてはノウハウを持っていますけれども、もっと言えば、4、5歳と3歳もだいぶ違うのです。3歳は0、1、2歳と近くて、4、5歳からいわゆる皆さんがイメージする幼稚園。だから3歳というと、乳児保育に近いのです。さらに2歳というと、今まで我々が持っているノウハウと少し違うことなので、それをさらに一時預かりで行うというのは、全く未知の新しいチャレンジになるので、来年度何人目標というようなことにはちょっとなじまない、今、手探りの状態です。そのことは一言お伝えしておきます。

○内藤副会長

一時預かりに関して、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○学務課長

私のほうからは、一時預かり事業の方針の中の、「私立幼稚園等の預かり事業については、各園の事業運営を支援していきます」というところですが、今現在とこれからという話ですけれども、今現在、支援という形では、先ほどの保護者に対する補助とか、そういった意味の支援をしているという状況があります。今後どういった支援をしていくかについては、現段階では検討はしていないというところになります。状況次第で支援については検討していくのでしょうけれども、今の段階では検討していないというところになります。

○内藤副会長

新2号がどこの統計に入っているのかというのは、いかがでしょうか。

○保育支援課長

ここの新2号の関係、1号、2号、3号の関係について、ご意見をいただいていると思います。今すぐに即答するというよりは、宿題とさせていただいてもよろしいでしょうか。教育委員会とも調整をして、そこからご回答させていただこうと考えております。

○内野委員

数字を出しているの、どこかに入っているでしょう。

○保育支援課長

内野委員、確認なのですが、内野委員がおっしゃっている新2号という部分ですが、中身に入ると時間がかかってしまうので端的にですけれども、教育・保育給付のところの1号、2号、3号の部分と、いわゆる施設等利用給付の、法律上では新1号、新2号、新3号というふうに言っていないと思いますのでこれはいわゆると言ったほうがいいのですか、いわゆる新1号、新2号、新3号があるというふうに前提とするのであれば、施設等利用給付のほうの、幼稚園の教育時間以外の部分の預かりの部分の新2号というふうにおっしゃっているという認識でよろしいですか。

○内野委員

幼稚園に入る時に、保護者は1号か2号かのどちらかの認定を受けて……だから両方です。施設給付にしても、要するに、入園する時に1号か2号かの認定を江東区に受けますので。

○保育支援課長

内野委員、いわゆる教育・保育給付の1号認定で幼稚園にまず入園できると。それに加えて、幼稚園の教育時間以外の部分で、幼稚園で預かりをするというその新2号を取得される、そのことをおっしゃっているのか。いわゆる1号プラス新2号という意味で、今、幼稚園のことをおっしゃっているという認識でよろしいですか。恐らくその前提の定義というか、整理をさせていただいたほうが、皆さんにお話が伝わるかなということで、今、確認させていただいた次第です。

○内藤副会長

そうですね。もう少し詳細に、ご意見書のほうでやりとりをさせていただく形でよろしいでしょうか。それでは、時間があれなのですが、まだこの後半でもう少し意見があるかと思えます。いかがでしょうか。

○田村委員

内野委員の質問にあったかと思うのだけれども、「確保方策」とこの表の基本的な見方のところで、「量の見込み」を「確保方策」が上回っているものは、つまり十分受け入れる準備があるというふうに取っていいのでしょうか。まず基本的にこれをどう見ていくのかというところを教えてください。

○内藤副会長

お願いいたします。

○保育政策課長

ご質問ありがとうございます。例えば99ページに、「2号認定（3～5歳児／保育認定）」の記載がございます。「量の見込み」というのは、いわゆる需要です。「確保方策」というのは、いわゆる定員です。来年度ですと、9,118名の人数に対して10,378名の定員があると、簡単に言うたそういうお話です。「確保方策」の推移を見ていただくと、令和8、令和9と減っておりますけれども、こちらは既に定員減を決定している園が複数ございますので、そちらを反映しているというところなんです。また、令和10、11については、まだ決まっておりませんので横ばいになっていますけれども、現状のトレンドからすると、定員変更、定員減を希望する園が出てくるのではないかと見込んでおります。

○田村委員

ありがとうございます。そうすると、例えば98ページの「1号認定」のところなどは、かなり施設の現状と入ってくるこどもたちの量は随分、1,000人も差が出るというのは、大変なことだなと思っておりました。

私がそのことでお聞きしたいところは、例えば108ページの事業のところですが、「子育てひろば」は、28カ所もあるところでやって、ここで必要としているこどもたち全員を受け入れられるように準備しますという意味になるのでしょうか。例えばその隣の預かり事業もそうなるのですが、施設のほうが多いというか、受け入れる場合という、そこを教えてください。

○内藤副会長

いかがでしょうか。

○学務課長

今おっしゃった、幼稚園の一時預かりのこの表のお話で、「確保方策」の数字が「量の見込み」よりも上回っているということなのですからけれども、「量の見込み」については、過去の増減、構

成比などで見込んでいる数字になります。それに対して、現状の定員という意味でこの数字は置いているものになりますので、希望される方がこの見込みの数字どおりになれば、全員の方が利用できるという形になります。この説明で大丈夫でしょうか。

○田村委員

はい。そうしましたら、例えば今の110ページの一時預かり事業は、全員を受けることを前提に事業を進めますということで、事業計画を考えていらっしゃるということなのでしょうか。

○こども家庭支援課長

全体にわたることですので、一般的な話になってしまうのですが、この計画で言うところは、やはり計画ですので、「量の見込み」を出して、「量の見込み」を区としてはカバーしていく必要があるというところで、「確保方策」を考えております。ですので、考え方としては、必要な分に対しては、保育園や幼稚園、先ほどもそうなのですが、こちらのそれぞれの事業についても量の見込みの分を確保していくという考え方になっているのは原則です。

ただ、その1つ1つの事業によっては、例えば「量の見込み」の出し方で、先ほどお話がありました、99ページのところで言いますと、ひろば事業などの「量の見込み」を出しづらいものについては、今後の利用者数の推移を出しています。恐らくこれだけの利用者数が来るということですので、この利用者数についてはこちらで対応していきますという書き方になっているところですが。当然やっていく中で、いろいろな要望・ニーズが出てくると思いますので、区としてはそういった人たちのカバーもしていかなければいけませんので、その都度対応するのは当然なのですが、この計画の中ではそういった考え方です。

ほかのところも、例えば出生者数を出したりとか、その地域を出したりとか、その事業によって数字の出し方が若干変わっているところがありますので一概には言えないのですが、繰り返しになりますが、基本的には区としては、量の見込みに対して確保していく、それを計画で出したと、そういう考え方です。よろしいでしょうか。

○田村委員

はい。ありがとうございます。具体的に、例えば110ページの上の表にある一時預かりの実態は、希望者のほうが非常に多くてなかなか取れないという状況をずっと抱えているのが現状だと思うのですが、そこを、そういうことがないように、もう誰でも取れるように考えていただけるとするのは大変ありがたいので、その辺りを確認させていただきたかったのです。

○内藤副会長

ありがとうございました。特に「リフレッシュひととき保育」とか、この辺りですね。この

ニーズが高まってきているので確保をというようなお話かと拝見いたしました。

それでは、秋山委員、お願いいたします。

○秋山委員

また時間が迫ってきているので、3点だけ。

まず、石村委員から話がありましたネウボラですけれども、私どもが行っているホームスタートで、産前事業を昨年から始めました。このところそのニーズが高まってまいりまして、産前4回、生まれてからホームスタート6回訪問なのですけれども、そうすると都合10回、そういった形で寄り添うということで、それが終わったあとも年に2回ないし3回、親子広場というものをやっています、その子たちが成長するのをずっと見ていく、そういった形で寄り添う。保健師さんは異動があって代わってしまうのだけれども、私どものボランティアの方はずっとその子を見ている、そういったことがあります。それは情報提供としてあります。

次が、105ページ、いわゆる放課後児童クラブについて、B登録で、待機児童ではなくて保留児童と言うのですか、保留児童が発生している部分があると聞いていましたけれども、これによるとだんだんなくなっていくということなのすけれども、その辺のところを、保留児童の問題は解決したとしても、小1の壁、また逆にB登録が終わる4年生の壁などと言われていることがあるので、それについての対策を手厚くしていただきたいと思います。

最後に、113ページや114ページの新しい事業について、ここはまだ検討中ということですが、これについて、どういう形でどの時点で正しい数字が入るのか、そういった見込みを教えてくださいたいと思います。

○内藤副会長

よろしく願いいたします。

○地域教育課長

私からは、江東区きっずクラブの保留児童の関係についてご回答いたします。保留児童につきましては、令和6年度時点で43名となっております、まだ0名となっております。保留児童の出た学校内のきっずクラブについては、新たな場所の確保などを、今、交渉しているところでございます。今後ゼロに向けて取組を進めていくというところで考えております。

また、きっずクラブB登録につきましては、現在、小1～3年生までのご利用とさせていただいております。全国的には小6までお預かりしている所も出てきていますが、本区としてはまずは保留児童を解消していくというところを最優先に取り組んでいくというところで考えてございます。

○内藤副会長

お願いいたします。

○養育支援課長

秋山委員からのご質問のうち、新規事業についてご回答させていただきたいと思います。113、114ページ等に記載の、「検討中」と出ている（15）「児童育成支援拠点事業」をはじめとした新規事業でございますが、今般の児童福祉法の改正に伴って新たに国から下りてきた家庭支援事業となっております。現在、こちらの見込み量等につきましては、国の指標に基づいて今計算を行っているところでございまして、次の会議の際にはお示しできるかと考えてございます。

○内藤副会長

第6回でお示しいただけるとのことですね。時間がだいぶ押していますけれども、どうしてもという方。

○井元委員

私から2つだけ。

1つは、先ほど田村委員からのご質問ありましたけれども、98ページに「量の見込み」と「確保方策」の話について、1行だけ補足が書かれているかと思うのですが、この場で説明していただいてやっと理解できる感じなので、これを公表していくと思うのですが、その情報を正しく伝えるためには、もう少し補足がないと難しいのではないかとこののを率直に思いました。ものによって解釈の仕方というか、言っていることが異なるのであれば、その旨、表の上部のところに少し補足を書くなど、もう少し読みやすくというか、正しく情報が伝わるような形に表現をご検討いただくほうがよいかなと思ったところです。それが1つ目です。

もう1つが、前回の会議でもご質問というか、ご意見など伺ったかと思うのですが、116ページの認定こども園のことがまだ気になっています。こちらの116ページを読むと、認定こども園は、前回の会議でも担当の方からお話を伺ったとおり、待機児童の解消はされているからもうつくる予定はないという話を伺ったかと思います。一方で、「方針」には、今後、例えばマンションがたくさんできて保育所が足りないみたいな話があれば、その場合は考えるというふうに書かれているかと。その下の（2）に、「幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援」ということで、「区の現状」のところに、こども園の先生は、両方の免許の所有が必要になってくると書かれています。なので、これを読むと、こども園がもうつくられない、増園されない理由は、待機児童が解消したからだけではなくて、この資質向上の施策もしなくてはいけないから、なかなか増やせないという理解をしたくなるというか、読み取れなくはないかなと思うのですが、その理解で合っていますかという部分が1つです。

こども園の話でもう1つ確認で、こうなった時に、保育園の質は本当にどうやって確保していこうと思っているのかをもう一回伺いたいです。というのも、前のページに戻りますが、「生命（いのち）の教育」という話があったと思うのですけれども、そこにも保育施設が含まれていなくて、幼稚園から小・中になっていたんで、そこも対象外のように読み取れますし、どういうふうに考えているのかということ、もはやこれは区民というか、母親としてみたいになっちゃいますけれども、伺いたいと思います。

もう少しだけ補足させていただくと、先ほどもお話があったとおり、小1の壁など、今後もしろいろな壁が控えているということを考えると、幼稚園出身の子だけではなくて、保育園出身の子も一緒に小学校に通っていくので、そのために保育の質を上げて、例えば椅子にきちんと座って勉強するとかそういったことを、保育施設によって差が出ないように、できるだけ差を減らせるように、もっと江東区のほうでリードしていただきたいというのが正直な意見です。すみません、長くなりました。

○内藤副会長

まず、量の見込みと確保方策の説明をもう少し区民に分かりやすいようにというところは、事務局のほうで検討していただくということでよろしいでしょうか。

○こども政策推進担当課長

こちらの説明については、今いただいたご意見を踏まえて再度検討させていただきたいと思っています。

○内藤副会長

ありがとうございます。あと、認定こども園について、ここまでは基本的に量の話が多かったのですけれども、やはり質というところも非常に重要になってくるということで、この認定こども園の設置に関わる部分についてはいかがでしょうか。

○学務課長

認定こども園につきましては、区の公式な見解として、方針として、ここに記載のとおり、待機児童は解消されているので、区立幼稚園の認定こども園への転換については検討をやめているということがございます。ただ、状況が大きく変わることがあれば、当然基本方針の中で検討していくものですので、この基本方針を改定しながら対応を図っていくところです。

それと、下のほうの「幼保併有資格の取得促進」のところ、これをやるから認定こども園をつくらないという誤解を招くのではないかとこのところですが、あくまで1つの事業

としてこの部分で現在やっている、それから今後やっていくことを記載していますので、思いとしてはそういった思いはございませんし、方針もございません。

○内藤副会長

両方の免許を資格取得する学校も増えてはいるというのが現状としてはあります。あと、質のところの確保も非常に重要と思います。

○保育政策課長

ご質問ありがとうございます。まず、保育の質の考え方についてですが、これまで江東区では保育所を急増してきたといえますか、つくってきたというところもありますので、それと並行して運営指導ということで、年1回の施設検査を行っていきまして、それは区立保育園で保育経験がある職員等が担当しているのですが、そういった形で保育の運営とか職員の人事労務、あと財務の観点で検査をしているのが1つあります。

あと、それ以外に巡回訪問をしております、予告しない訪問等も含めて実施しており、適切な運営を図っているところです。ただ、これは保育の質というよりは、ベースの部分、最低限の部分を今までやってきていまして、これから一歩踏み出して、保育の質という意味では、今年度、「保育の質ガイドライン」ということで、区立保育園と私立保育園の先生が共同で、今、検討しているところです。学識経験者の方にも入っていただいて、今年度中に策定を検討しているところですが、そういったところでは、歳児別の保育の内容や地域との関わり方、不適切保育などの様々な面を、今、先生たちで話し合っているところです。

これについては、今年度中に作って、区内200以上の私立保育園、区立も含めてありますけれども、全保育園で江東区の目指すべき保育というものを共有して、どの園でも隔たりがないような形でやっていきたいと考えています。どうしても園によって保育理念、方針などが異なりますので、100%同じ保育はできないのですが、一緒に江東区のこどもたちのために、こういうところに気を付けてやっていこうというものは、今後共有していきたいと思っております。

○内藤副会長

ありがとうございました。

○保育支援課長

補足です。「生命（いのち）の安全教育」についてのご意見、ありがとうございました。56、57、58ページ辺りに「生命（いのち）の安全教育」について記載があるところでございます。記載の仕方・見せ方について、ご指摘のとおり、少し検討したいと思っています。

ただ、我々も「生命（いのち）の安全教育」については、生命の大切さ、プライベートゾー

ン、いろいろあるかと思いますが、すごく重要なものと認識しておるところです。書き方があまり良くないですけれども、一応、保育園についても、これまでも各園においてプライベートゾーンの関係など、そういったことについてお伝えはしているものの、やはり体系的に区として取り組んでいかなければいけない課題はあると思っています。なので、これは保育園はやらないということではなくて、保育園でやるつもりではあるのですけれども、そういう見え方になっていないということです。そこについては改善を図っていきたいと思っています。重要性について認識をしております、保育園、乳幼児から小・中・高校生に向けても大切な部分だと思っておりますので、取り組んでまいりたいと考えております。

○内藤副会長

ありがとうございます。本当に量の話はもうしっかり書いているので、今度は質というところを江東区でもやっていかれるということで、保育の質のガイドブックなどのお話も今日聞かせていただきました。

時間が押しておりますので、児童相談所の基本計画に移らせていただいてよろしいでしょうか。それでは、「江東区児童相談所基本計画」について、報告をお願いしたいと思います。

○児童相談所開設準備担当課長

お時間の関係がございますので、資料は、概要版という横表になっているものについて簡単に要約してご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この基本計画は、そもそも児童相談所ですけれども、これまで江東区というよりは東京都の事業として児童相談所がありました。江東区にも枝川に江東児童相談所というものが東京都の施設としてございまして、今まではそこで事業をやっていたのですが、法律の改正によりまして、特別区、区でもできるようになりましたので、ぜひ江東区のこどもは江東区で守るということで、区の児童相談所を設置したいというところになりましたので、こういった計画を今進めているところです。

そして、資料でいきますと、右端の「3 児童相談所開設の基本的な考え方」になりますが、ここのポイントといたしましては、先ほども言いましたとおり、東京都がこれまで行ってきた児童相談所ですけれども、区でも虐待対応というのは当然行ってきておりまして、養育支援課という部署で行ってきているところですが、こういった東京都の児童相談所とこれまで区で行ってきた養育支援課みたいなところの機能を1つに一元化するというのが大きなポイントとなっております。これによって対応のスピードやいろいろなはざまに落ちてしまうお子さんが減るとか、そういった多くの効果が期待できるというところを目指して、児童相談所を区でということで計画を進めています。

中段の「児童相談所設置イメージ」ですけれども、少し小さいですが、右側が今回の整備の

事業になっておりまして、イメージとしては、複合施設をつくるというところを想定しております。児童相談所の中に、同じ執務室の中に、今の区の虐待対応の部門の養育支援課が入りまして、いわゆるリスクで言うとピラミッドのかなり危険なところから下のほうの低リスクのところまでを一貫して区の児童相談所で行うと。併せまして、先ほど複合施設と申しました、「子ども家庭支援センターみずべ」を併せて建設しまして、いわゆる健全層と言われているところの中にも要注意な人もいらっしゃると思いますので、そういったところから、先ほどピラミッドの一番上の危険な部分までを一貫した、対話できる施設ということで、こういった複合施設の整備として考えているところです。

裏面にいっていただきまして2ページ目、「施設整備方針」というものを書かせていただいております。この基本計画ですが、基本構想というものを昨年度策定して、その中に江東区の児童相談所の理念みたいなものをたくさん詰めたのですけれども、今回は施設整備の方針等について細部を設定したものになっております。

開設年度は令和12年度ということを今予定しておりまして、整備は潮見2丁目ということで想定しています。周りにはアパホテルとか、そういったホテルがある、潮見駅のすぐ目の前の所を想定しているところです。

そして、その右の「各エリアの構成」を見ていただきますと、青色とかピンク色、緑色と描いてありますけれども、緑色の所、濃い所を一応児童相談所というふうに今イメージしているのですが、児童相談所と、あと薄い所が区の養育支援課、虐待対応をしている部署、こういったところをいわゆる明確にパキッと分けてしまうのではなく、ここをかなりシームレスに機能させていくということが重要かと思っているので、同じ所で同じ部屋で同じ会議室で、顔が見える関係で、そこを連携していくというところを想定しています。

また、一時保護所、こちらも併設がほぼ決まっておりますので、一時保護所も設定して、どうしても親からいったん離さないといけない子については一時保護もできる施設も個室対応でやっていきたいと考えているところです。

最後、「施設整備スケジュール」につきましては、今、令和12年度というものを設定して、開設を目指して設計や工事を進めているところで、少し先になるのですけれども、12年度を予定しているところになっております。かなり駆け足ですが、説明は以上になります。

○内藤副会長

ありがとうございました。新しい施設ということで、いかがでしょうか。ご意見、あるいはぜひこういうことをというような要望などもございましたら、お願いいたします。

○石村委員

「本区が目指す児童相談体制」について、すごく感心して見ていたのですけれども、「安心し

てこどもを産み」と言うのですけれども、妊娠してからというのはもう不安だらけなのです。ですから、本来は妊娠する前の人を安心させるというか、体力づくりとか、そういう産む前の教育、そういうものが必要かと思うのです。児童相談所とはかけ離れてくるかもしれませんが、こういう教育などはどうされているのでしょうか。

今、保健所の母親学級など、私は数字的なものは分かりませんが、妊娠中の参加者が非常に少ないと聞くのですけれども、それは妊娠してからのことですが、本来は妊娠する前に、そういう健康教育などをできるといいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○内藤副会長

お願いいたします。

○保健予防課長

保健所が所管をしているのが母子保健法という法律に基づいていまして、基本的には、こどもの健全な発育・発達ということなのでこどもがメインですが、当然妊娠している間は産婦さんのおなかの中にいるので、それでお母さんもしっかり見ましょうという話になってきているのですけれども、こどもを産む・産まないというのは夫婦というか、多分、基本的には女性と配偶者が決めるところなので、我々のほうからそれを、産みましょうと誘導するのは、やはり個人の意思の部分でどうなのということと、あと、望んだから必ず妊娠できるわけではないというところで、いわゆる不妊治療というものも存在しているわけですし、そこがまた難しいところかと。結局、望めば必ず手に入るものであればまた別なのではと思うところと、あとは、やはりあくまで産む・産まないというのは、配偶者との話し合いの中でどのタイミングでどういうふうにするのが自分たちの人生にとってベターだという話もある中で、そこに行政が入っていくというのはなかなか難しいと考えているところです。

○内藤副会長

お願いいたします。

○こども未来部長

今の石村委員のご指摘は、恐らく、例えば予期せぬ妊娠などが虐待につながるというケースが非常に多いですから、そういった部分をいかにして防ぐのか、それを区としてどうやっていくのかという、そういう趣旨ではないかと私は理解しました。先ほどのこども計画の中でも、今後の方針の中に示させていただきましたけれども、例えば「生命（いのち）の安全教育」み

たいなものについて、正直言うとこれまでは各施設任せだった部分がありましたが、これからは区としてもきちんとその辺を考えてやっていくということを今この計画の中に載せました。そういった取組で、例えばそういった予期せぬ妊娠などを少しでも減らす方向につなげていきたいと思っています。その積み重ねが、今お話にあったような妊娠前からの教育というものにつながっていくのではないかと私は理解しています。

○石村委員

ありがとうございます。私はこの間、区民まつりで、助産師会のブースでハンドマッサージをしながらいろいろ皆さんの不安を聞いたりしていたのですけれども、やはりとてもお産が怖いとか、そういう皆さんが多いのです。ただ、妊娠した時点での体力がないのだと思うのです。そして、そういう方たちがすごく増えていると思うので、本当は妊娠する前の健康教育にも力を入れていただけるとありがたいと思いました。

そして、それは女性だけでなく男性にもです。なかなか自然なお産が、自然は私は一番合理的な方法だと思うのですけれども、その合理的な方法がどんどん遠ざかって、大変なお産になっている現状です。だから産後に散々、いろいろ皆さん苦勞するわけですから、生命(いのち)の教育の中にも入るでしょうけれども、先ほどから言っている、保育園とかそういうところからも大事だとは思っているのですけれども、本当に成人してからの人たちの健康教育みたいなものも、相談体制も今の人たちはお仕事をしていたりするので、土日、それから夜間は多分受けたくても受けられないのです。ですから、ネットを駆使するなど、あらゆる相談に乗れるような環境を整えてあげられるといいと思っています。意見です。

○内藤副会長

ありがとうございました。

○田村委員

まず1つ、枝川の江東児童相談所は、東京都の事業を地域に分配した部分の役割は残るのでしょうか。枝川の施設は残るのでしょうか。

それと、例えば私ども障害の分野では、児童相談所は愛の手帳発行の大切な役割を担っております。この事業は一体どこにいくのでしょうか。

3つ目ですが、事業の民間委託、ここでは新たに一時保護、今の枝川も持っていると思いますが、例えばあれとは別に施設をまた事業委託を行うのでしょうか。その辺りの今のところの考えを教えてください。

○内藤副会長

よろしくお願いいたします。

○児童相談所開設準備担当課長

枝川の施設ですが、今現在、あそこは墨田区と江東区の管轄をしている相談業務を行っているところと、東京都全域の、区で児童相談所を設ける所は除かれる、地域のお子さんを一時保護している施設になっています。区の児童相談所を設置した後は、区のお子さんの一時保護や区のお子さんの相談については全て江東区児童相談所が法的に受けますので、東京都の管轄は外れます。仮にこのままでいくとすると、あそこは墨田区の管轄が残りますので、墨田のほうに施設を移すなどしない限りはあそこにあるのだろうと思いますが、近距離に2つも児童相談所があるというのは、我々も望んでいるところではございませんので、東京都に対しては調整・協議を進めていくという形になると思います。

続いて、手帳の発行についてですが、児童相談所で医師による判定業務を行っているのですが、同様に、区の児童相談所においては判定業務を行います。ただ、発行が区役所 障害者支援課となりますと、せっかく区でやっているのにというのもありますので、その辺りは、工夫はいろいろと検討はできるのではないかと考えています。

3つ目、民間委託ですが、これがいわゆる一時保護所の職員の民間委託という部分であれば、なかなかそういったものになじまないのではないかと。せいぜい夜間のアルバイトさんでお手伝いする部分かなと考えております。ただ、今、秋山委員もいらっしゃいますけれども、里親さんたちへの一時保護委託という部分については、非常に大切なパワーだと思いますので、その辺りは今後ご協力をお願いしていく形になろうかと思っています。

○内藤副会長

ありがとうございました。最後、秋山委員に少し言っていただくという時間だったのが、もうぎりぎりなのですが、一言お願いいたします。

○秋山委員

長年、区の児童相談所について検討されたと思います。鈴木会長も山田委員も今日はいらっしゃらないので、もう少し生の声を聞きたかった部分があるのですが。まず、私ども里親として一番心配しているのは、今後6年間で福祉司の資質、これを担保できるだけのものがあるかということです。やはり児童福祉に携わる方が、辞令一本でというわけにはいきませんので、ほかの区の児相を開設した所でも非常に職員の質の担保が重要だということは、もう十分ご存じかと思います。

そして、本区が一番の弱点は、児童養護施設も乳児院も区内にないのです。ですから、緊急

一時保護を確かにされる時でも、結局、今でも日赤乳児院にお願いしたりしている現状です。そういったところで、これはやはり並列的に児童養護施設ならびに乳児院を。江戸川区もなかったので開設して、それを踏まえた上で児童相談所を開設していますので、その努力は続けていただきたいと思います。

最後に、今、区のほうでやっている、我々の一時保護と、区の児相としての一時保護、その辺のところ、今の資格要件で直接児童相談所のほうの一時保護委託はできないだろうと思うので、その辺のステップアップをしていただいて、今せっかく意欲のある方がいらっしゃるわけですから、本当に一時保護は、今見ていると定員30人ですが、果たしてそれで足りるのかというのが正直な私たちの感想です。特に高齢児がこれから多くなると考えられますので、その辺のところを十分、これからは我々とも意見交換しながら進めていただければと思います。

○内藤副会長

ありがとうございました。現場の声を十分伝える時間がなかった場合は、この意見シートをぜひお願いしたいと思います。秋山委員、ありがとうございました。

それでは、その他、事務局から、よろしくお願いいたします。

○事務局

本日はありがとうございました。事務局から最後に2点の連絡です。まず、会議終了後に質問や意見等がある方は、後ほど事務局からお送りする意見シートにご記入の上、10月25日正午までに提出いただきますようお願いいたします。

次に、次回の本会議ですけれども、11月8日14時から、本日と同様、こちらの災害対策本部室にて開催いたしますので、ご調整のほどよろしくお願いいたします。事務局からの連絡は以上です。

○秋山委員

その時には、パブコメはもう終わっているのでしょうか。

○事務局

その時に、パブコメに諮る、この形で報告しますという計画案を修正したものをお示しする予定です。

○内藤副会長

よろしいでしょうか。それでは、少し宿題が、三堀委員からの問題もありました。第6回、

また改めてということでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の会議は終了いたします。本日も活発なご議論、ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(終了)